

遅延利息等の率の変更について

九州大学
平成29年3月

平成29年4月1日から、次のとおり遅延利息等の率を変更する予定ですので、お知らせいたします。

項目	内容
適用時期	平成29年4月1日以降の日付で締結する契約から適用します
変更対象	・九州大学が支払を遅延したときの遅延利息の率 ・受注者(供給者)が履行期限内に履行できないときの損害金の率
変更内容	変更前の率 2.8% → 変更後の率 <u>2.7%</u>
関係規定	工事請負契約基準：第34第8項、第40第2項、第3項 及び第46第3項 製造請負契約基準：第24第2項、第3項 役務請負契約基準：第20第2項、第3項 物品供給契約基準：第9第2項、第3項
変更例	●物品供給契約書 第〇条 九州大学が定めた物品供給契約基準第9に規定する遅延利息率は、 <u>「年2.7%」</u> とする。 ●役務請負契約書 第〇条 九州大学が定めた役務請負契約基準第20に規定する遅延利息率は、 <u>「年2.7%」</u> とする。